

議会運営委員会理事会記録

平成23年8月18日(木)

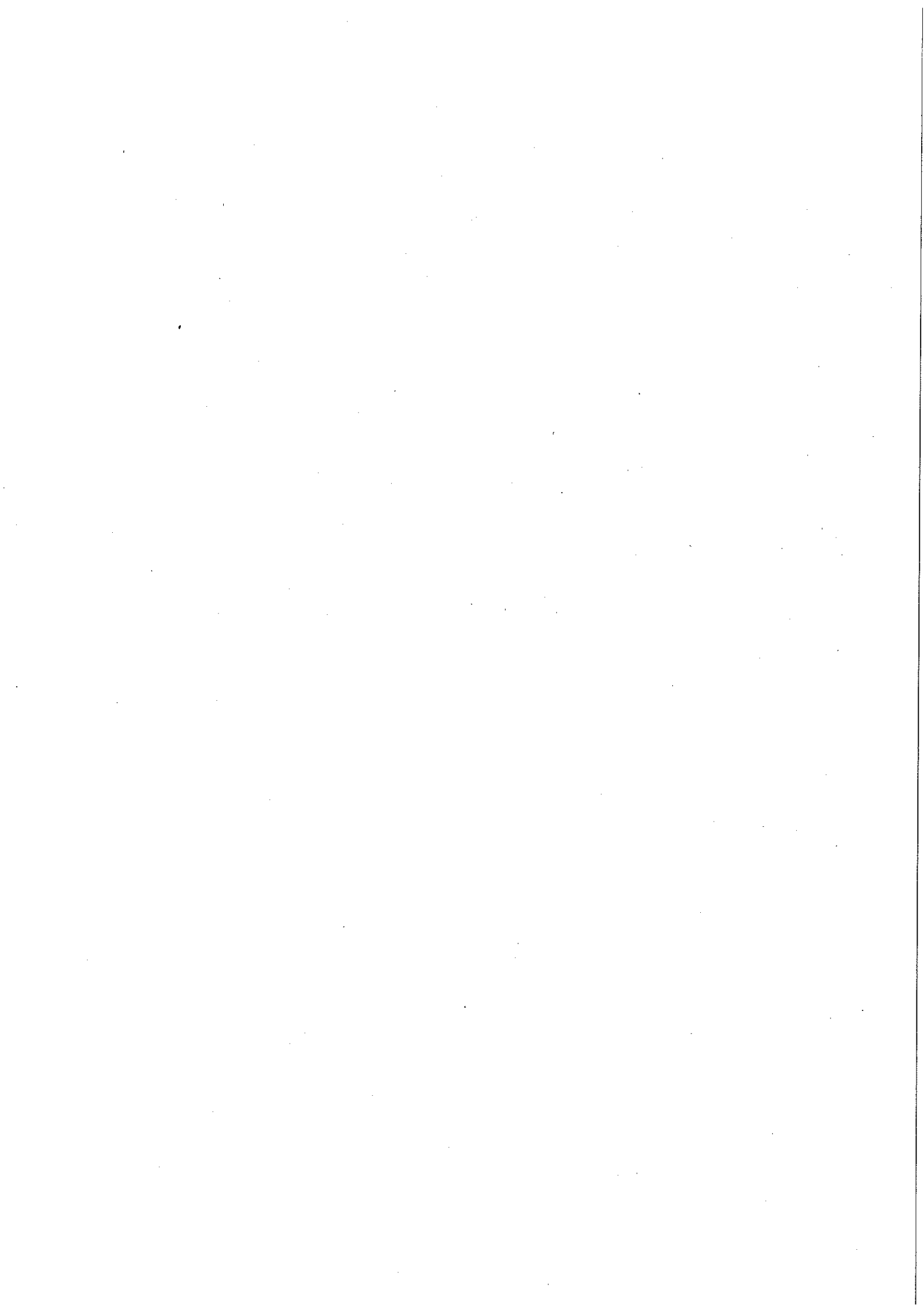
杉並区議会

目 次

議会運営に関する新たなルール（案）について	3
-----------------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月18日(木) 午後1時29分～午後2時41分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事代理 原田 あきら 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	山田 耕平	
理事以外の 出席議員	議 長 藤本 なおや	
事務局職員	事務局 長 伊 藤 重 夫 庶務係 長 高 橋 正 美 議会広報 担 当 係 長 井 口 隆 央 担当書記 上 野 和 貴	事務局次長 和久井 義 久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係主査 横 山 淳 二 議会法務 担 当 係 長 杉 原 正 朗



(午後 1時29分 開会)

富本理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は、副議長が公務のため、また山田理事が、子の看護のため、欠席の連絡を受けている。山田理事に関しては原田議員が理事代理として出席をするので、よろしく願います。

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

富本理事 きょうの議題は、昨日に続き、議会運営に関する新たなルール（案）について残りの部分を協議する。議長から提案があったのは全部で9項目あったが、残り、話していないテーマが5番、議案審査、6番、委員会での議案審査結果報告、7番、請願・陳情審査、このあたりが残っているので、随時進めていきたい。

まず、議案審査について。「議案が付託された委員会に会派所属議員がない場合、申し出により委員外議員として委員会に出席し、付託された議案に対する質疑、討論を行うことを認める。委員会における委員外議員の質疑は、当該委員会委員の質疑が終了した後に行い、当該委員と重複する質問は避けて行い（重複した場合は、委員長が注意）、理事者の答弁を含め概ね15分以内とし、再度の質疑は認めない。また、討論は5分以内とする。」一応こういう案だが、まず、この提案についての意見として、以前に配った資料2の部分では、共産党は5番はなくて、ネみからは「委員外議員の活動が広がることは歓迎する。1人1委員会と決めていることが問題。自治法では、複数の委員会に所属できる規定である。」それから無所属、「議長が機械的にルールを強要すべきではない。各委員長に一定の目安を示すことであればかまわない。」ということであったが、これはある意味、議長の部分はたたき台と言ったら大変失礼だが、提案があって、その辺、議論の中で時間等はいろいろな形で変化をしていくという意識でとらえている。

それでは、この点について、ほかに何か質問とか意見とかはあるか。現在は結局、まず委員外議員の発言しかできないということ。それも大体5分ぐらいをめぐり、質疑はなくて、全委員の質疑、意見が終わった後、意見だけを言ってもらおうということをやっているが、そうではなくなるという案。

小松理事 うち、1人1委員会と決めていることがそもそも問題ではないかと書いたが、これは改善の余地はないのか、というのをどこにお聞きすればよいのか。

富本理事 自治法が変わってそうなっていることは我々も承知をしているが、私が記憶している範囲では、現状では、そういう提案があって特にそれについて議論をしたこともない。

議長 この話については、別な議論だと僕は思っている。今、議会改革特別委員会で基本条例の話がこれから本格化していく中で、そういう1人1委員会ということに関しての議論というのもおのずと出てくると、そのように思っているので、切り分けていただければありがたい。

小松理事 了解した。別の議論というのは確かにそうだと思う。ただ、書いておかないと忘れるといけないし、問題提起の意味で書かせていただいた。

小川理事 確認だが、これは当然と議長は思って書いているかと思うが、委員外議員として質問等ができるのは、あくまでも4人以下の会派ということでよいか。これは書いてないが、そういう解釈でよろしいか。

議長 そのとおりである。

富本理事 要は、所属議員がいない場合である。

小川理事 ということは、必然的に4人以下ということか。

議長 そのとおりである。

島田理事 そのケースは難しいのでは。特別委員会で、5人いるにもかかわらず、5つあって4つしか選択してない、そういうケースもあり得るので、これをどう解釈するのか、難しいところだと思うが。

小川理事 当然、5人以上いるところは、例えば特別委員会が8年前は5委員会あったりしたが、今までの慣例と言ったら怒られてしまうが、多分何十年間と、そのときは必ず各会派1人ずつ委員会に入ってきた経緯がある。極端な話、多数会派が1つの委員会に多く入ることもあり得たが、常識的に考えてそういうこともしなかったということをかんがみれば、5人以上の会派が5つの特別委員会で1つでも2人以上入っていると、当然1つは空白になってしまう場合は、その会派は自らそういうことを選んだということなので、委員外議員としての発言は、私は認めるべきではないと考えている。

小松理事 うちの会派は特別委員会では4つの委員会に所属して、1つの委員会には、議会改革特別委員会には入っていないが、そのことが委員外議員としての発言の権利を持たない、そういうことか。

小川理事 そのとおり。

小松理事 それは理解できない。別のことだと思うが、違うか。

小川理事 別のことだという、別のこととは……。

小松理事 委員会に所属するかどうかということ。

小川理事 あくまでも委員外議員として認めるのは、会派でその委員会に所属してないから委員外議員として、会派として発言する機会を拡大しようということだと私は認識し

ている。多分皆さんもそう思っている。だからこそ、所属会派の委員が4人以下の場合には当然認めるべきであるが、そうすると、例えば総務財政委員会で3人いる会派が、委員外議員として、ほかの残りの人も発言ができることになってしまう。

だから、これはあくまでも、1人会派の方がほかの4つの委員会に出られない。1人会派でも杉並区議会の場合は会派として名乗っている以上は、ほかの4つの委員会に自分たちの意見とか質疑を開かせよう、オープンにしようということだと思う。例えばその人がほかの4つの委員会に出て発言することは、ここで決まればそのようになるかと思うが、例えばうちが7人いて、3つの委員会しか入らず、あとの2つの委員会には入らなかった場合には、では委員外議員として発言を認めるかといったら、それはちょっとまた違うレベルの問題だと私は思っている。

富本理事 だから、この話全体に言えることで、ルールを決めた中で、ある意味そういう使い方をしようと思っただけでいい。私もまさに同じことを思った。うちの会派は11人いて、そういうことができるとして1つの委員会にわざと入らないようにしていると。今まではそういうことはないが、ネミが現状5人いて4委員会にしか入らなかった、どういう理由なのかかわかならないが、それを今さらどうこう言うつもりはないが、仮に、このルールがあって、それを知っていながらそうして、では委員外でもやるということになると、それは少し違うということの問題提起されている。

そこは要するに、会派所属議員がないというか、所属ができない場合ということ。そういう場合のとらえ方だと、いないという意味はどういう意味なのか。そこは確かに整理しておかないといけない。別に権利を迫害するとかいうことではなくて、ある意味、悪用とまではいかないが、そういう作爲的なことをしようと思えばできるということもあり得るので、そこはよく考えたほうがいいということは問題提起としてはある。

小松理事 了解した。そういう問題提起としては了解するところだが、ただ、わざとそうしたと誤解を受けたとすれば……

富本理事 その時は別にこれが決まっているわけではない。

小松理事 はい。それと、5人なので、これが7人や8人の会派で4つの委員会だけに所属して1つを外したとか、つまり外したという認識ではないということと、また5人で1つの委員会に所属していないということとは違うと、そういう考え方ができると思っ
てみなかったの、指摘を受けて驚いているところである。そのような考えになる考え方があるということは了解した。

富本理事 普通はそうである。普通という言葉が正しいかどうか分からないが。

島田理事 本来は入ることができた。

富本理事 なぜ入らないのか、というのはあった。

小川理事 委員会は、例えば公平性を保つために委員長が最初に1人15分とか10分とかいう仕切りをするのは、一番最初と最後の人の質問が重複して最後の人ができない、これは理解できるが、基本的に委員会というのは2巡、3巡、4巡、5巡と時間制限は全くない。委員会に1人所属していようが3人所属していようが、質問時間は私は同じだと考えているので、そういった観点からも、私が先ほど言ったことは当然と考えている。

原田理事代理 明文化するのは難しい。

富本理事 例えば何人だからどうという、これもおかしな話なので、それもまた違う。そこをルール化することも難しいので、この書いてあることを基本に考えるしかないが、例えば今年度に関して、現在は議会改革特別委員会にネミはいない。だから、例えば今年だけどうするかということを決めて、次年度からは、委員会の数以上の議員がいる会派に関しては、そういう委員構成をやるとか、現実的な話としてはそういう形にしておくぐらいしかないのでは。

小川理事 私もそういったことで縛るのはよくないと思うが、やはりこれは常識的な範囲内で、5人いる会派、6人いる会派、7人いる会派が1つの委員会を外して、例えば5人いる会派がとれなかったというのであれば話は別だが、基本的にはとれたわけだから、理由はわからないが、入らなかったのはそれだけ理由があるかもしれない。ただそれは、当時から委員外議員の発言ができるということも全く決まっていなかったもので、興味がない委員会だったと理解せざるを得ないが、今回たまたまいいケースだと私は思う。あくまでも4人以下の会派に基本的には認めるとのことだと、私はそういう解釈で、先ほど議長も言ったので、私もそう考えている。

小松理事 興味がない委員会だったということではないことだけは申し上げておく。

それと、結果的に少数会派から定数を超える希望があったと記憶している。なので、少数会派に譲ってよかったと思っていたところである。興味がなかったとかわざと外したとかということでは全くないことだけは申し上げておきたい。

それと、ここでの議論を受けとめはするが、だからといって、今年度に関してネミは、議会改革特別委員会においては委員外議員としての発言が認められないという確認をここでされるんだとしたら、それには異議を申したい。

富本理事 私はそのように言ったつもりはない。

議会事務局長 委員外議員については、あくまでも会議規則上、発言の担保はとれている。例えば今のケースでいうと、議会改革特別委員会に委員外議員として出席をして意見を述べることまで規制はされてない。そこで意見があれば委員外議員として今までと同じ

ように意見を述べることはできる。議長も多分そこまで規制するということはお考えになっていないと思うので、今回議長から提案されたのは、あくまでも質疑、討論ができる、そこが、委員外議員としての権能という言い方が正しいかどうか分からないが、それを拡大して、そういった場をちゃんと担保してつくりましょうという提案だと思うので、従前の委員外議員の意見を述べることまで、このルールができたからといって、規制をするということではない。

原田理事代理 小川理事の危惧については、恐らく来年5月に委員会のメンバーを決めるときに、周り全体で議論が出てくると。来年あたり、またどこかの会派が、この委員会には送らない、ほかの委員会を厚くする、そこでは委員会質疑をもくろむ、そういうことがあれば、確かに制度の悪用だと私も思う。だから、そのときに議論が出てくる話だと思う。今回については、別に悪意があるとかそういうわけではないから、今事務局長が言ったように、委員外議員の発言とか質疑というのは保障されていくというのはいいのではないのか。そういう共通認識ではないのか。

議会事務局長 質疑はできない。意見だけ。

富本理事 悪用しないようにということで、それは私も原田理事代理と同じだ。今も別に委員外議員の発言は、冒頭に確認したように認められているから、今年においてはそれを適用しながら、またそういう形で、一定数、5人以上いる会派の委員会の所属に関して、ある程度の考え方を持って、共通認識を持ってこのルールが存在しているということを理解した上でどうかということで議論を進めていくしかない。その場で何人ということをやするわけではないので。こういうルールができれば当然、委員会もどのように構成すべきだということを考えるし、それ以上でもそれ以下でもない。

原田理事代理 今、特別委員会の委員外議員発言について……

富本理事 いや、特別委員会ではなく全部の委員会である。常任、特別関係なく。議運も入れて、すべての委員会の委員外議員の扱いをどうするかということで、今までは、私はこう思っているということを最後に言うしかなかった。意見を述べるというだけ。

議長 今の話は議案審査である。議案付託がなければ……。

富本理事 そのとおり。今の話でいけば、議案について意見を述べることはできていたが、それを今度は委員外議員も、正規の委員が質問した後に質疑もできるということ、それから意見も言えるということ。

では、そういうことで理解した上で議論を進めていただきたい。あとは議長、これは時間も目安か。

議長 正規に所属をしている委員と委員外議員が質疑、討論をするところは、それは委員

長の差配でどうするのかというところにゆだねるところも大きいですが、やはり一定の差別化、ルール化という色分けはしていくべきだと思って、とりあえず目安としてこういう時間で一般的にどうなのか、ということを一覧記させていただいたので、皆さん方で、協議していただければありがたい。

富本理事 私も自分が所属している委員会では、先ほど小川理事が言ったように、大体は1巡目15分以内でどうぞと、2巡目おやりになる方は挙手してもらってやりたい方はやってということを繰り返してやるということが基本になっている。それが終わった後に、新たに委員外議員が質問する。それもおおむね15分ぐらいでとりあえず一巡という形でどうだということなので、そういう意図だと思う。差別化ではないが、大体そこまでやれば議論も出尽くす部分もあるので、委員外議員だし、1度でいいのではないかということ。それから、大体委員会での意見開陳は討論がそう長くなることもないので、常識的な時間でこの程度でお願いするということであるので、一定の目安という形で、基本的にはそんなにおかしな目安というか提案であるとは、私自身うちの会派としても思っていない。妥当な線ではないかという思いはあるが、いかがか。

原田理事代理 委員外議員の質疑を認めるということについて、第一歩として歓迎できる内容だろうと思う。ただ、最大の問題になってくると思うのは、この間から言っているが、例えば特別委員会の請陳の審査で、委員外議員がその特別委員会に出て質疑、発言をする。そうした場合に、特別委員会なんかは、議長提案がそのまま通ったとすると、もう紙での報告となる。口頭でもない。だから、請陳についてはどんな審議があったのかというのは傍聴者はほぼわからずに、今までは……

島田理事 活動報告は紙だけど、請陳なんか審査した場合には、それはこういう状況だったという報告があって、なおかつそこで採決する。

富本理事 それと、今までより一歩前進は、今までは単に委員会名で不採択とか採択しか書いてなかった。今回はそれを一歩前進して、きちっとそれも報告しようということになっている。

島田理事 議案とか請陳の審査結果は、意見を全部網羅して、採決する、そういうことである。

富本理事 8番。原田理事代理の言っていることは8番に大きな前進として書かれている。原田理事代理が言っているのは活動報告のことである。最終日にやることはちゃんと、活動報告というのは初日のものだから、そこは切り分けていただきたい。

原田理事代理 了解した。

富本理事 新しくこういう形でやるとなれば、とりあえずやってみなければわからないと

ということもあるので、基本的には、この議長提案の目安を考えながらこのような形でやっていくという方向に関しては、今そう大きな意見もないということだが、これも一応、今度25日に最終的に、それぞれの会派でも意見を出していくので、それまでに改めてご確認をいただきたい。とりあえずきょうの議論の様子はこうであったということをごそれぞれ各会派にもお知らせをいただきたい。

それでは、この件はよろしいか。

原田理事代理 前回出てないのでわからないが、要は、委員外議員が質疑を行って、なおかつ本会議でも意見表明などができるのかどうか。あるいはそのときの委員会の状況によっては、さらに突っ込んだ質問をしなければいけないと判断したとして、本会議での質疑も認められるのかどうかについては、前回どういう見解に落ちついたのか。

富本理事 詳細は山田理事から聞いてもらえばいいと思う。きのうの議論では、決して制限は、ルール上もできるものではない。ただ、先ほど小川理事の指摘もあったように、ルールというのはある意味、悪用もできる。いろいろなルールをつくるということは、ルールを少し曲解したような形とか、良識を飛び出たことを、これは別に議会のルールではなくて、世の中のルールというのはいずれもそうだと思うので、そういう部分で、ある意味いいルールも運用によっては悪いルールになってしまうこともある。その辺は制限をするということではないが、そこは良識的な判断が求められるものであるもので、それに期待するしかない。今の段階ではそれ以上でもそれ以下でもない。ただ、それはやってみてみんながどう思い、どういうことをやるのか、そこに尽きるのではないかと私は思う。きのうの議論はそういう議論であったと認識をしているということをご理解いただきたい。ほかに補足はあるか。

議長 委員会の後で本会議での質疑ということだが、あくまでも委員長報告に対しての質疑なので、それがどういう質疑の中身になるのかというのはいささかわからないところがある。委員長報告の中では、委員外議員が発言した質疑の内容等々も全部報告がされるという中で、またさらに委員長報告に対して質疑をするというのは、想定できない状況もあるが、今座長が言ったとおり、良識の範囲でやっていくしかない。今後仮にそこを逸脱するようなことがあれば、またその後の理事会の中で再検討をしていかなければいけないようなケースが、ないように願っているが、そういう事態もあるのではないかと考えている。

富本理事 例えば委員会があったときに委員外議員として発言せず、いきなり本会議場で発言とか、そういうのは違うと思う。委員会に公務優先で出席すればいいわけなので。例えばそういうことだってやろうと思えばできてしまう。それはこのように決まれば委

員会できちっとやるのが筋なわけで、委員外議員の質疑も認められているのだから、そこはきちっとした大人の判断、という言葉が正しいかわからないが、判断し、行動してもらわなければならない。

原田理事代理 質問だが、本会議で委員長報告に対して意見は言えるのか。

議会事務局長 質疑だけではないか。

富本理事 委員長報告に意見ってどういう意味か。

島田理事 議案に対する意見……

富本理事 は言えるけど、報告に対して……

議会事務局長 今の流れでいくと、最終日、付託された議案が上程される。そこで委員会での審議の結果の報告を求めるということで、委員長が出ていって、議案に対するどういう質疑があってどういう意見があって、結果として可決したのか否決したのかということ報告する。その委員長報告に対する質疑はできる。それはあくまでも委員長報告に対する質疑なので、委員会での質疑の経過に対する質疑ということ。だから、例えばこういう質問は出なかったのかとか、こういうことについてはどういう議論だったのかとか、そういうことについての質疑はできる。それが終わった後に、採決に入る前に、今はその議案に対する意見があれば、事前に発言通告が出せるので、議長が発言通告した議員を指名して、その議員が議案に対する意見を述べることになる。それが終わった後に採決をするというのが今の流れ。だから、委員長報告に対する意見というのは基本的にはないと思う。

富本理事 淡々と事実を報告しているだけである。以前あったのは、たしかけしは議員が言ったと思う。藤原さんが委員長の時、委員外議員の発言を何で報告してくれないのかみたいなことを質問した。質問と意見が一緒になったようなものと記憶している。ただ、それは質問だったので藤原さんが答弁した記憶もあるので、それは質問だった。

だから、委員長報告はただ委員長が事実を淡々と報告するものなので、それに対して意見を言うわけではない。今行われているのは議案に対する意見だから。

原田理事代理 議案がない委員会って、今は委員長報告はないのか。

議会事務局長 ない。

原田理事代理 要は、本会議というところが一番議論の中心地であって、そこで、この議会で何があったのかというのが、閉会日とかに1日本会議に出れば、この期間にどういう議論があったのか、どういう問題点や前進面があったのかというのを、各議員の意見の表明であるとか質疑を通してわかるというようなことが私は大事だと思っている。それをいささかも軽くしてしまうようなルール改定であってはならないということだけ意

見は付させていただく。ただ、この間の議論を聞いている限り、そこはかなり踏み込んで、まさに本会議の形骸化について踏み込んでルール化するようなもの……

議長 そういうことが、どこに書いてあるのか。

原田理事代理 ということではないということが、この間の議論を聞いていると見えてきたという気はする。

そこまで踏み込んでやっているものではないということまでは何となく確認はできてきたという、むしろ議長の提案について一定の前進面が見られる部分もあるということと言った意見である。

富本理事 そういうことで、良識を持ってそれぞれの議員がやっていただけたらと思う。

私どもの会派も、このルールを見たときに、いい部分はあるということはよくわかった。ただそれを、先ほども言ったように、どんな前進であっても、いろいろなことをやろうと思えばできるわけで、そこはやはり選良として選ばれている議員が、選良が集まっている議会なので、そこは常識の範囲内で皆一定の節度を持った行動をしていただくということを期待するしかないと思う。これはどの社会でも同じ。みんなが黙って信号を守れば信号のルールはなくていいだろうし、そういうことで期待してこのルールはやっていこうということであるので、そこをよく理解をしていただきたい。だから、それが形骸化とかそういうことではないということで議長が提案されていると私どもの会派も受けとめているということ、改めて確認をしたいと思う。よろしいか。

では、続いて6番、委員会での議案審査結果報告。

朗読する。「議案審査で委員外議員の質疑、討論が行われた場合は、本会議における委員長の議案審査結果報告の際に委員外議員が行った質疑、討論の概要も併せて報告を行う。」これが先ほどまさに藤原委員長のときにあったという話で、今は全くないのか。

議会事務局長 今は委員外議員から発言があったという報告だけで、具体的にどういう質問があってどういう意見があったのかということのところまでは触れてはいない。

富本理事 これは意見としてはネミは「当然のことでよいと思う。」ということで、堀部議員は「議長が機械的なルールを強要すべきではない。」と書いてある。別に今はルールがなくて、そういうことがなくてやってないのだから、堀部議員の指摘は当たらないと思う。

これはどうか。これは今も会派名か。

議会事務局長 会派名である。

富本理事 私が議長であったときに、会派名を言って報告するようになった。それまでは単にこういう意見があったから反対した、賛成したというだけであって、意見はだれが

言ったのかということとはわからなかった。それを時の幹事長会でご了承いただき、今は、どこの会派がこういう理由で賛成した、反対したとか、この会派がこういう質疑したとか、そんなことを述べている。今は委員外議員の方がいないのが、今度質疑ができるようになれば、討論の内容も含めて、そこで会派名を言うということなので、これは全く悪いことではないと思う。特に、よろしいか。

原田理事代理 今までは議案審査結果報告について、例えば少数会派から質疑、意見とかがあったのか。

議会事務局長 特に委員長報告に対する質疑というのはない。ただ、先ほど富本理事が言ったみたいに、以前一度、たしかけしば議員だったと思うが、委員長報告に対する質疑があった。それは、先ほど申し上げたとおり、発言の中身を何で言わないのだという質問であったと思う。

小松理事 この件に関してはよいが、今ふと思ったのだが、以前は会派名も言わなかったということだが、これを個人名でなくて会派名で言うというのはどういうことによるのか。

議会事務局長 委員会の中で、議案に対してあくまでも会派としての意見開陳をしている。つまり、個人名ではなくて会派名で、こういう会派からこういう意見があったということとを委員長報告の中に入れていくということである。

富本理事 小松理事もいつも、委員会で会派の名前を言って意見開陳されていると思う。それはいろいろなケースが考えられる。例えばどうしても会派の中で意見が割れるケースだってゼロではないので、それはそのときの対応だが、基本的には会派で、うちの会派のように3人出ていると、代表して1人が基本的には会派の意見を言っているの、同じことを3回言ってもしょうがない。それはちゃんと事前に会派の意見を委員の中ですり寄せて、代表者が言っているの、多数会派には多数会派のそうやって苦勞もある。そういうことは理解した上でやっているの、ご理解いただきたい。当然、会派の中でどうしても賛否が分かれるというときは、これまたいろいろなケースが想定されるので、すべてのルールにおいて余りレアケースばかり追い求めても仕方がないので、これはあくまでも基本的な本線の話である。

では、よろしいか。では、これについても基本的には今のような形であるということ。

次、7番、請願・陳情審査についてだが、「請願・陳情審査を行う委員会に会派所属議員がいない場合、申し出により委員外議員として委員会に出席し、質疑、討論を行うことを認める。委員会における委員外議員の質疑は、当該委員会委員の質疑が終了した後に行い、当該委員と重複する質問は避けて行い（重複した場合は、委員長が注意）、

理事者の答弁を含め、概ね15分以内とし、再度の質疑は認めない。また、討論は5分以内とする。ただし、補足説明者への質疑は認めない。（どうしてもというときには、事前に通告してもらい、委員長が一括して行う）」ということである。

これについては、請願・陳情審査ということで、ネミは、「委員外議員が審査に関与できるようになることは歓迎する。補足説明者への質疑が認められないのは賛成しかねる。」また堀部議員の意見は原則論。

これについて、今は結局全くできないのか。最後に意見だけ言えるということで、委員会の議案審査と全く同じということか。

「申し出により委員外議員として委員会に出席し、質疑、討論を行うことを認める。」云々と、質疑、討論に関しては、基本的には先ほどの委員会の質疑のあり方と同じ考え方に基づいている。最後に重複を避けて一度限り行うという形でやってもらおうということが1つの柱。

もう1つが補足説明者に関してで、ネミは補足説明者についても質疑が認められないのは賛成しかねるということが意見としてある。この2つがポイントだと思うが、いかがか。

小松理事 請願・陳情審査における補足説明者の立場は提案者に当たるので、提案者に質問ができるように当然されるべきだ。せっきく委員外議員が審査に関与できるということであるならば、その権利も保障すべきだと思う。

富本理事 これに対してはいかがか。私どもの会派は、別に全然できないというわけではないということ、一応委員長に一括して行ってもらうことができるということが担保されているので、いいのではないかという意見であった。

それともう1つは、あの間は休憩の扱いにもなっているということもある。それから、一応委員外議員と委員との、差別化とは言わないが、差もあるので、とりあえず今回第一歩としては、このルールを用いてやっていけばいいのではないか。補足説明者に対する質疑までは、今回は、そこは切り分けて考えてもよいと考えて、これで了としているが、ほかの会派はいかがか。

小川理事 これは、議案審査とまた別だという位置づけで私たち会派は話し合った。請願の場合は、当該の所属委員はサインできない。そうすると、例えばここが何とか特別委員会だとしたならば、我々はサインできないけれども、委員外議員がサインをして、質問もでき、暫時休憩中だが、補足説明者にも質問できると、委員よりも詳細な質問ができる場合もあるし、当該所属委員はサインできないという制約がある。その辺が整理できなくなってしまうという懸念があるので、請陳については、議案審査と少し区別とい

うか、ちょっと日本語難しいが、分けてやったほうが良いということで、補足説明者に対しての質問は、事前に委員外議員の方から申し出て委員長がするのが公平だという結論に達している。

富本理事 いわゆる公平性の担保。委員長が質問する分には公平中立な立場で……。自作自演みたいなことになりかねないということ。

小川理事 それも含めて。それだけではない。サインができないから。

小松理事 ちょっとまだよくわからないが、今座長が、これを1つのスタートとしてと言った。ならば、この書き方が、ただし、補足説明者への質疑は、事前に通告し、委員長が一括して行くと。何か質疑は認めないと、すごく抵抗感があるが、書き方の問題で、第一歩としては肯定的にとらえたいとは思っているのだが。

富本理事 今までは全体の質疑も含めて全く認めていないので、それよりは前進だと解釈していただきたい。

ほかに何かあるか。

小松理事 さっき小川理事が、そのことも含めてと、ほかにもあるような言い方だったが。

小川理事 要するに請願が委員会に付託される場合、当該委員会委員は紹介議員にはなれない。そうすると、当該委員はサインできない、委員外議員はサインできる。委員外議員がサインもでき、質疑もでき、すべてできるということになれば、その所属委員よりも、いろいろとできてしまうということなので、あくまでも杉並区議会の場合は、今1人1委員会ということでやっているのだから、補足説明者に対しては認めるべきではないということ。先ほど申したように、自作自演ではないが、そういったこともできてしまうし、よく考えてみると、当該委員がサインできないのに、委員外議員が署名して質問もでき、でも当該委員は署名できないとなると、おかしいと思わないか。

原田理事代理 小川理事の意見、なるほどと思う部分もあるが、陳情・請願を行った区民からすれば、あるいはそれを見ている区民からすれば、委員外議員の質疑があったときに、その人たちとて補足説明者に質問をしたほうが議論は深化していくという気はする。ただ小川理事の意見は、そう見てしまえばそうなるというところもある。ただ我々議会としては、議会の議論を深めるという立場をまずは先決させなければいけないと思うので、補足説明者への質疑というのは何らかの形でできるような方向で……

富本理事 委員長が行うと書いてある。

原田理事代理 そうしていったほうが良いという気はする。

小川理事 仮に委員長がする場合は、どここの会派の何委員からというイメージはあるのか。

議長 その辺は議論していけばいいと思うが、申し出がどのくらい出ているのか、どうい
う質問の内容なのかということも含めて、委員長がご判断されて一括質問というのが理
想と、私は個人的には思っている。

島田理事 委員会休憩中である。別に会派は要らない。議論が深まればそれで済むこと。

富本理事 先ほどの公平性という話も、休憩中とはいえ、考えるならば、一定の方向性は
出ると思うが。

では、とりあえず前段の部分は、先ほどの議案審査の部分と類似しているので、これ
については特に意見がないということで。今補足説明者に対する対応をどうするかとい
うことが議論の分かれ道になっている。その辺を認識しながら、また会派でもお話し合
いをしていただきたいと思う。

ちょっと速記とめていただきたい。

〔速記中止〕

富本理事 では、速記を始めていただきたい。

〔速記開始〕

1番に関しては、最初に協議したが、そこから話が大幅に広がったので、ちょっと
しり切れトンボのような形になってしまった。再度1番に戻って協議する。

「1. 会期等に関する事 少数会派の議員が会期等に対し意見がある場合は、議会
運営委員会に委員外議員として出席し意見の開陳を行う。」とある。

これに関し、意見として、ネミは、「基本的に賛成。委員外議員として意見を述べる
場合は、その場で意見交換ができることが望ましい。本会議での発言は妨げられるもの
ではない。」無所属区民派、「本会議でなく、議運での意見ということに疑問があつた
が、議長から、本会議に必要な意見を封じることはないと確認できた。」等々、それ
から堀部議員、「議会の会期は本会議で決定されるものであるから、本会議で意見を述
べる機会を設けるのは当然のことであり、意思決定の場である本会議での議論を活性化
させる観点から問題がある。」ということで、こういう意見もあつた中で、改めて議長
からこの点について補足等あるか。

議長 基本的には議運の中で会期が確認をされることなので、その場で意見等々は言っ
ていただくということが基本になってくる。ただ、本会議で最終的に意思決定をするとい
う段階の前に意見が、当然それは制限することはできないから、その部分を規制する
わけではないが、これも、先ほどの話ではないけれども、良識的な判断の中でやって
いただくのが筋であると、私はこのように思っている。

富本理事 議会運営に関しては議運でやっているのだから、別に付託されているものではない

が、そこで議論はされているので、全体的な今回の流れからいって、議運できちっと意見を述べてもらうということが基本になるということ。

これについて改めて何かあるか。

原田理事代理 会期についての議論だから、特にこの会期に問題があるという意見がある議員は、議会運営委員会の中でもきっちり議論をしてもらわなければならないけど、たとえ全く同じ意見であったとしても、議会全体にかかわる問題点を私は感じていると思う人がいれば、私は本会議での再度の表明というものも保障されるべきだろうと思う。それが行われるのであれば、非常に前向きな提案として受けとめたい。

小川理事 私たちは、会期については議会運営委員会という委員会があり、その中で議論して決めることで、最終的には当然起立で本会議で採決して決まるということが前提であるから、議会運営委員会の中の議論で、委員外議員が出席をして15分以内で質疑、意見も言えるというのだから、そこで言うべきは、そこで言うべき。

この間もずっとその議論があったが、本会議で同じようなことを言うのは私はいかなものかと。ただし、当然、本会議においてはその権利を無理やりとめることはできないが、開かれた議会運営委員会でも委員外議員として発言ができる場があるのだから、そこで言うべきは、そこで言うべきの範囲内ではないのかと私は考えている。

富本理事 うちの会派でもこの議論をしたが、今の小川理事とほとんど同じ考えであった。確かに政治なのでいろいろな局面がある。その局面局面でいろいろな対応をしていくのもそうだし、それから制限できるものではないということは理解しているが、やはりそこも良識の範囲内でやっていただくことを期待するしかない。ただ何でもかんでも同じことを毎回同じように言うということは、2回言える権利ができたから2回同じことを言うというのは、それはどうなのか。それに対して、例えば会期をこうしてほしいという積極的な働きかけがあったわけでもないし、そういうことでなくてそういったことを言うのは、ある意味違うのではないかと感じている。そういう形で議運できちっと1回言ってもらえばそれでよろしいという思いで、うちの会派としても結論は出たところである。

原田理事代理 議会運営委員会で、そういう会期についての議論があったと。その質疑とかというのは、本会議で報告が行われるのか。

議会事務局長 ない。

富本理事 今でもない。

原田理事代理 そうすると、会期について、例えば本会議を傍聴に来た人については、委員長報告までないので、実は重大な、極めて重大な会期についての問題点がありながら

も、それを聞く権利がない場合もあり得るということか。

富本理事 先ほどから何度も言っているように政治は局面だから、それを理解して行動していただきたいということを思っている。ただいつも局面だと言われても、それはちょっと違うのではないかと私の感覚としては思う。（「それはそれぞれ違う」と呼ぶ者あり）それぞれ違うと言うが、それぞれをそれぞれで、それぞれになるとそれぞれになってしまう。（笑声）

原田理事代理 だから、今の議論でも、絶対に制限するものではないというのが各委員から出てきているという気はしている。特に会期については、今言ったように委員長報告もないわけで、この議会全体にかかわる問題として、議会の冒頭、問題だと思っている人がいるとすれば、それが表明されたところで、同じ意見が出たところで、とりあえず私は問題とは感じないということは議事録に載せておきたい。

議長 会期に関して、これからどうしていくのかということも含めて、皆さん方には事前にお話をさせていただいたが、こういうオフィシャルな場でもう一度確認させていただきたい。これまでもそうだし、意見もあった。また、自民、公明、民社、杉自の4会派からも私あてに、会期をもう少し考慮すべきだというご意見もいただいたので、第3回定例会からは、本会議の一般質問の中日までの日程を1日増やすということ。

特別委員会に関しても、今まで4委員会、今回から5委員会になったが、2つずつ、特別委員会では議会改革特別委員会が増えたということで、午前、午後と3委員会1日でやっていたという大変無理な日程でやってきたことも考慮に入れながら、こうした特別委員会も委員外議員の発言を認めていくということとワンセットに考えれば、これも1日1委員会にしていくべきだということも考えている。第3回定例会に関しては、日程的に瑞草区の訪問ということも入っているので、すぐということにはできないが、これも第4回定例会からはそれぞれ切り分けて1日1委員会にして日程を増やしていこうと、日程的な面に関しては前進をさせていくということの意味もあるから、会期に関してご意見というのは多々あると思うが、議会運営委員会の中で十分に議論されていくべきだ、私はこのように思っている。

富本理事 そういう動きも念頭に入れながら、1に対しても局面局面でよくご理解いただいて対応していただくしかないということをお願いしたい。ということで、議長としてはこのルールを提案された。

今まで一応この2日に分けて1から9まで、1つ1つを協議した。あるものに関しては大筋何となく様子が見えた部分もあるし、まだ少し云々という部分もある。いろいろな議論を深めた中で、また最終的な結論というか、できる限り3定からやっていけるこ

とはやっていくということで、この夏にもお集まりいただいているわけなので、改めて、25日ぐらいに1つの結論をとという話の時期にもなっている。そういう形でそれぞれの会派で、夏の間にご苦労だと思うが、お話し合いをしていただければと思う。

そういう中で、ずっと話してきたが、改めて、きのうのことでも結構、何か新たに意見があったら、お話しいただきたい。

小松理事 これは最終的に決定するのは議会運営委員会と伺っているが、一番最初に議長から、これはたたき台であるという話もあったが、これまで話し合ってきた中で、ここは書き方で誤解を受けるというようなものが幾つかあるので、そういうところは文言の修正をして改めて提案いただきたいと思うがいかがか。

富本理事 これは最後に言おうと思っていたが、議会全体にかかわることなので、あしたは一応いわゆる非交渉会派の方の意見も聞いていこうということで、またそれを踏まえた上で、最終的ないろいろ各理事の意見も聞いていく。その議論とこれまでの意見を踏まえた、たたき台のたたき台のような、修正案のようなものを25日の理事会には提示をしようと思っている。それがそのような文字の修正等にもなってくると思うので、その際にはまた逆に改めて、ここをどうしても強く直してほしいというところがあれば、事務局にもお話をしていただき、25日の理事会によりいいものが提案できるのではないか。それを踏まえて、最後、30日理事会、31日議運と臨んでいき、中には、物によっては委員会条例とかに関係するものがあるのか、もし変更するということになれば……

議会事務局長 委員会条例はない。あるとすれば会議規則で、先ほど来いろいろ議論となっている委員外議員の取り扱いのところ、このままにしておいて解釈で、逃げると言ったら語弊があるが、解釈の問題としてとらえていくのか、あるいは抜本的に会議規則自体を直して、委員外議員もちゃんと質疑、討論ができるというような規定に修正をするかどうかということがある。

富本理事 そういう作業をしていく必要が出てくる。

それと、私が思うに、常任委員長と特別委員長、現在の委員長には集まっていただいて、新しいルールはこうなるので、運営のほうをお願いするという形はやらざるを得ない。そういうものも積み上げながら、できることはやっていくように進んでいくと思う。では、そういう形でもよろしいか。

原田理事代理 何が問われているのか、いま一つわからない。

富本理事 今そういう流れなので、それをご理解いただいて……。

原田理事代理 流れということについていえば、そもそもこの時期に3日連続やってみたり、それからその3日間のうちの1日の中に、我々のほうだけで、共産党だって加わっ

てないが、委員長からの提案で、この日が少数会派の意見の表明しどきだと一方的に言われるというのは、全く納得はできないというのは、流れに対しての意見を聞かれるのであれば、言わざるを得ない。

富本理事 午後まで委員会をやれとかいろいろ委員会で言っている方が、3日連続理事会やるなどか、非常に後ろ向きな発言をされることは残念であるが、座長として意見を受けとめておく。

それでは、これできょうの理事会を終了する。

(午後 2時41分 閉会)

